

件名	「文書等（文（場所（上門坂トンネル（徳和川東端付近）から北方向にみて最初にある交差点）における路面標示（自転車に関する矢羽根型路面標示）についての修正要求（私のしたものであって、左から２個目の車両通行帯の上にあるという事実の提示を含むもの）に関する、「自転車は、原則道路の左側端に寄って通行しなければならないため、ご指摘いただいた箇所の矢羽根については、速やかに消去します。」との文（道路整備課長 名義）（以下、本件文といいます。）を含む電子メールが、2024年7月12月に送信されたこと（送信先を【具体的メールアドレス部】とするもの）に係る、下記のもの（文書、電磁的記録））に記された個人情報 文書等 （１）要求（本件文の作成または送信のされる起因となった修正要求）の内容の記されたもの （２）私に対し、本件文を含む文章が送信されることに付随してつくられた控え」の開示決定の件		
開示請求年月日	令和6年10月8日	実施機関の決定年月日	令和6年10月18日
実施機関（担当課）	山梨県知事（道路整備課）	決定内容	開示決定
特定した保有個人情報	やまなしパートナーズ・レター対応について		
不開示部分（争いになった部分のみ）		不開示理由	
—		—	
審査請求年月日	令和7年1月16日	諮問年月日	令和7年10月2日
答申年月日	令和8年7月16日	摘要	
争点	実施機関が開示決定をした保有個人情報以外に、実施機関に審査請求人が主張する保有個人情報が存在しないか。		
審議会	1 審議会の結論 山梨県知事が令和6年10月18日付け道整第1338号で審査請求人に対して行った保有個人情報開示決定処分については、実施機関が本件決定で特定した個人情報以外に、別に掲げる各文書（以下「本件対象文書」という。）に記録された個人情報の開示決定等を行うべきである。 2 審議会の判断の理由 開示請求に係る保有個人情報の特定の妥当性について 開示請求を行う際に提出される開示請求書には、個人情報保護法第77条第1項第1号では開示請求をする者の氏名及び住所又は居所を記載することが規定されており、また、同項第2号で開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載することが規定されている。 開示請求の対象となる保有個人情報が具体的に特定されるためには、実施機関に対し、一般的には、開示請求者から求められている保有個人情報の内容を十分に聴取し、関係部局等と連絡を取りながら、特定に資する情報提供を積極的に行うなど開示請求者の利便を図ることが望ましい、とされている。		

の
結
論
等

本件開示請求の対象となる保有個人情報の特定のため、実施機関は、弁明書での主張によると、審査請求人との電話により、審査請求人の氏名が記載されている情報で良い旨聴取したとしており、実施機関側が特定のための一定の努力がなされていることは認められる。

その一方で、本件開示請求の内容から少なくともやまなしパートナーズ・レターにて提出された審査請求人の要求が記載されている情報に加え、実施機関において聴取した審査請求人の氏名も開示請求の対象と特定されるべき情報と考えられることから、審議会で確認を行ったところ、本件文書以外に、本件対象文書にも該当する情報が記載されていることが判明した。

なお、これらの文書は、いずれも開示請求のなされた時点で実施機関が保有しているものと認められることから、別途、開示決定等を行うべきである。

本件対象文書

- (1) 令和6年7月8日付け、広聴広報グループ職員から道路整備課職員に宛てた、やまなしパートナーズ・レター案件への対応の要請メール（添付ファイルを含む。）
- (2) 令和6年7月10日付け、広聴広報監から道路整備課長に宛てた、やまなしパートナーズ・レター案件への対応の要請通知
- (3) 令和6年7月12日付け、道路整備課長から広聴広報監に報告する、やまなしパートナーズ・レター回答起案
- (4) 令和6年7月12日付け、道路整備課長から審査請求人に宛てた、やまなしパートナーズ・レターへの回答メール